

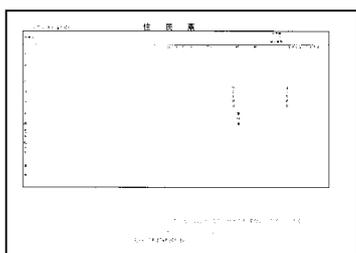
証明書の様式が変わります

住民基本台帳システム等の標準化のため、令和8年1月13日（火）から、「住民票の写し」や「印鑑登録証明書」等の様式が変わります。

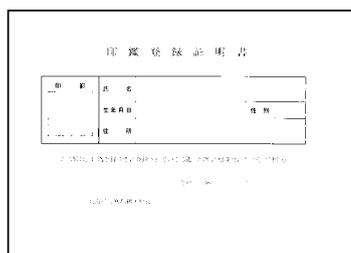
システム標準化の作業に伴いまして、令和8年1月9日（金）午後5時30分から1月31日（土）午後11時までの間、コンビニ交付サービスが利用できなくなりますので、ご了承ください。

【現行】

住民票の写し

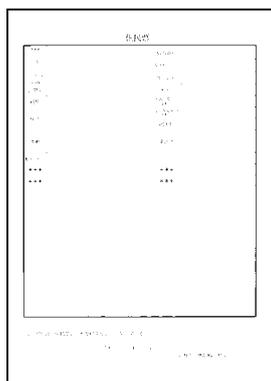


印鑑登録証明書

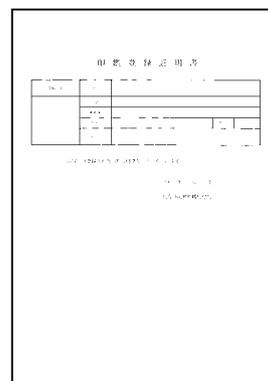


【標準化後】

住民票の写し



印鑑登録証明書



マイナンバーカード・電子証明書の更新手続きについて

「マイナンバーカード」と「電子証明書」には、有効期限があります。

マイナンバーカードや電子証明書の有効期限を迎える方には、有効期限の2か月から3か月前を目途に「有効期限通知書」が送付されますので、内容をご確認のうえ、お早めに更新の手続きをお願いします。

●マイナンバーカードの更新手続き

スマートフォンやパソコン、証明用写真機、郵便で申請ができます。

ご自身で申請が難しい方は、役場住民生活課窓口で申請サポートを実施しております。

●電子証明書の更新手続き

役場住民生活課窓口での手続きとなります。

手続きの際は、マイナンバーカード、マイナンバーカード交付時に設定した暗証番号（6～16桁の英数字、4桁の数字）が必要です。

※電子証明書の有効期限が切れると、マイナ保険証やコンビニでの証明書交付サービスを利用することができなくなります。

【お問合せ先】 鶴居村役場 住民生活課 窓口サービス係
☎0154-64-2113